

からも、裁判所の利用方法についてアドバイスさせていただいたりしました。さらに、社協で、「福祉後見サポートセンター」という組織を作るための調査研究を行うことになり、私も、平成12年に始まった成年後見制度について説明する講師として、何度か研究会に呼んでいただきました。丁度そのころ、成年後見等の申立てが増えるにつれて、親族に適当な後見人等の候補者がおらず、かといって、本来、そのような事例で後見人等になっていただくべき地域の弁護士や司法書士は少なく、どなたも手一杯で、困った事例がありました。そこで、家庭裁判所の立場から、福祉後見サポートセンターの役割として、申立て及び親族後見人等の支援に加え、法人後見人等を引き受けたり、後見人等候補者の養成などもしていただきたい旨お話しし、互いに勉強を続け、私が離任するまでに、数件の事件について、社協を後見人等に選任し、その後、順調に後見等の業務を行っていただいているようです。



(伊賀支部近くの上野城)

ところ、相手方当事者から、裁判所が相談に乗った当事者の味方をしたように誤解される危険性があり、そうすると、裁判所にとって最も大切な公平さや公正さを疑われてしまうからです。また、裁判所ではなく、他の専門家や行政窓口にご相談すべき問題ではないかと思っても、それら専門家の所在や、適当な行政窓口が分からず、途方に暮れることもありました。そこで、何とか、地域の様々な専門家や行政窓口担当者と、ど

ところで、伊賀支部の窓口には、多くの、様々な生活上の困りごとを抱えた方が来られました。しかし、何とか力になりたいと思っても、裁判所では、その相談に乗ることはできず、せいぜい手続の説明しかできません。なぜなら、もし将来、その方が何らかの事件の当事者にな